



受動喫煙防止に、皆様のご協力をお願いします

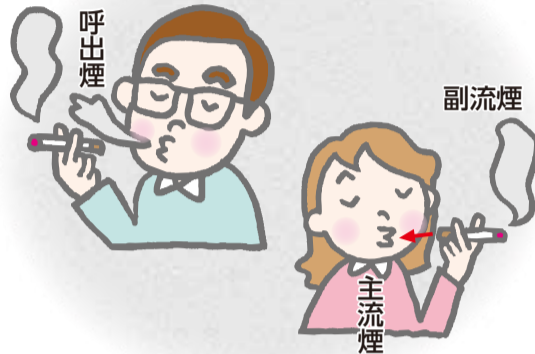
受動喫煙防止は、マナーからルールに！

問合先 市役所健康推進課 (☎31-4525)
釧路保健所企画総務課 (☎65-5819)

4月1日(水)、改正健康増進法が全面施行となり、受動喫煙を無くするために喫煙に新しいルール(加熱式たばこも対象)ができました。多くの施設において屋内が原則禁煙となります。また、喫煙室を設置する場合でもさまざまなルールが設けられ、20歳未満の方は喫煙エリアに入場できなくなりました。喫煙者の皆さんは、喫煙ルールを守り、適切な場所での喫煙をお願いします！

受動喫煙とは

たばこから出る煙には、喫煙者が吸う「主流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」、たばこから立ち上る「副流煙」があり、受動喫煙は、たばこを吸っていない人が「呼出煙」や「副流煙」を吸うことです。受動喫煙を受けている方は、受けていない方に比べ、肺がん・脳卒中は1.3倍、心臓病(虚血性心疾患)は1.2倍、また、乳幼児突然死症候群(SIDS)は4.7倍発症する危険性があり、受動喫煙が死亡や病気の原因となることは科学的に明らかです。



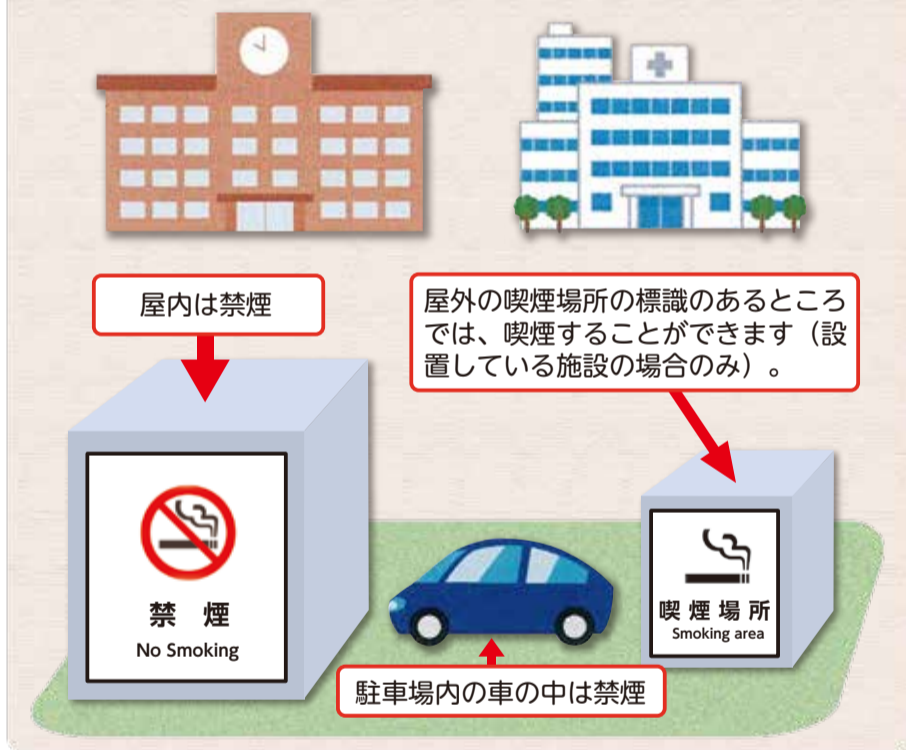
三次喫煙(サードハンド・スモーク)とは

三次喫煙とは、たばこの火が消された後も残留する化学物質を吸入することをいいます。たばこ由来のニコチンや化学物質は、喫煙者の毛髪や衣類、部屋や自動車のソファやカーペット、カーテンなどの表面に付着して残留することが知られています。また、喫煙後の呼気には大量のガス状物質が含まれ、通常に戻るまで45分掛かるとされ、吸った後すぐの呼気にも、健康への影響の恐れがあります。

原則、敷地内禁煙

19(令和元)年7月1日から開始

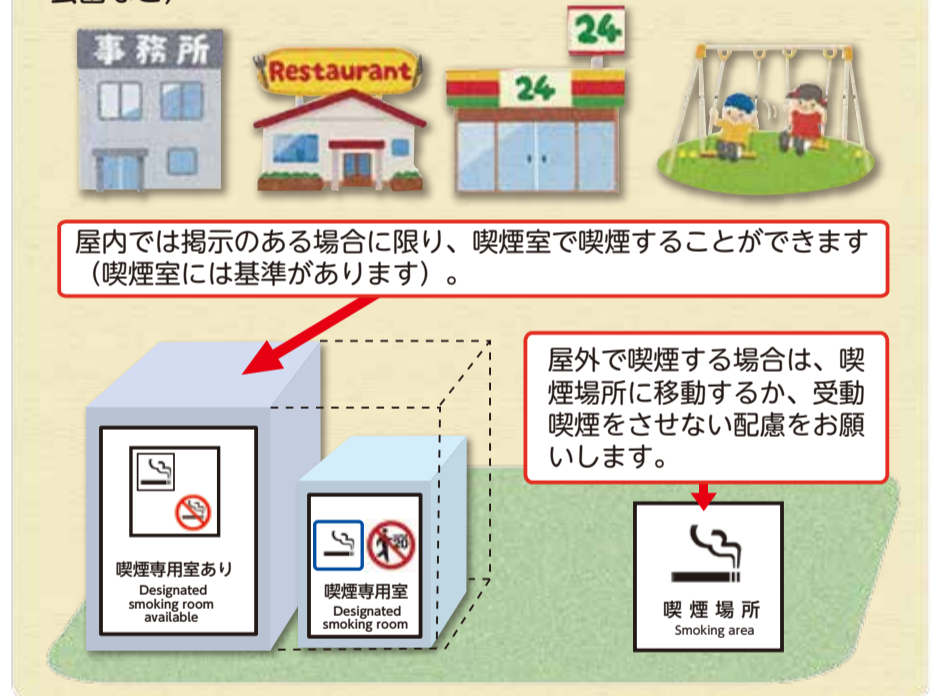
第一種施設(学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎など)



原則、屋内禁煙

20(令和2)年4月1日から開始

第二種施設(事務所、飲食店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、娯楽施設、宴会場、観光施設、文化施設、地区会館、公園など)



喫煙は、**喫煙場所の標識**がある所でお願いします！



全ての喫煙できる場所は、客・従業員ともに**20歳未満の方の立ち入りは禁止です！**



禁煙場所で喫煙をすると、最大30万円の過料が発生します。施設の管理者に対しては、不適切な喫煙室を設置したり、標識の掲示が不完全である場合において、最大50万円の過料が発生します。

周囲に人(特に子ども・妊産婦・高齢者・病気の方)がいる時は、喫煙しないよう配慮が必要です！



店内を禁煙にしている飲食店の皆さんへ

ほっかいどうヘルスサポートレストランに登録しませんか？

北海道では、19(令和元)年10月から新たな食環境整備事業として、店内禁煙にし、道民の皆さんへの情報発信や健康的な食事の提供など、健康的な食事を支援する「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」をスタートしました。外食料理店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、社員・学生食堂等が登録対象となります。詳しくは釧路保健所企画総務課(☎65-5819)へお問い合わせください。



改正健康増進法についての詳細は下記のホームページをご覧ください。
厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」webサイト
☎ <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

事業者向け情報(北海道保健福祉部)

☎ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/tobacco-taisaku.htm>

